平成２３年（フ）第１４２７号
東京都立川市一番町１丁目60番地の７
債務者　安藤　良弘
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２７３２号
神奈川県藤沢市鵠沼松が岡３丁目３番17号レジデンス鵠沼201
債務者　堀井　　豊
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２号
島根県益田市中島町ロ157番地１寺井アパート
債務者　松浦　永治
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月26日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第２７号
熊本県阿蘇郡産山村大字山鹿543番地２
債務者　林　　富子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第１５９２６号
東京都文京区小石川３―25―４―106、住民票上の住所東京都文京区白山２丁目35―２
債務者　井口　友美
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９５４号
東京都渋谷区幡ケ谷３丁目65―３　サンハイツ92―201
債務者　酒巻　　博
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６７号
北海道帯広市新町東３丁目１番地　ユーハイム鈴蘭201号室
債務者　福澤　曜一
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１８７６７号
埼玉県坂戸市千代田５丁目１番４号
破産者　恵亜工業株式会社
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７６３号
群馬県桐生市相生町２丁目500番地30
破産者　株式会社アトリエ・ニューモード
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７６４号
群馬県桐生市川内町３丁目376―10
破産者　橋本喜久雄
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８２号
東京都北区赤羽２丁目42―10―502
破産者　加藤　貴哉
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３５９号
東京都世田谷区経堂４丁目35―３
破産者　小川　照美
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９２７号
千葉県市川市若宮１丁目２―11　ジュネパレス市川第43―102
破産者　佐藤　篤志
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２０８号
神奈川県川崎市宮前区土橋７丁目１番地３
破産者　有限会社栄文
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２１０号
神奈川県川崎市宮前区宮崎134―９
破産者　浅尾　大助（旧姓黒田）
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４０６号
神奈川県相模原市中央区淵野辺２丁目10―１―604
破産者　妹尾　伸孝
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６９７号
埼玉県さいたま市北区本郷町851番地
破産者　有限会社ディーバ
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６９９号
群馬県前橋市上沖町529―３―303
破産者　岡戸　康夫（旧姓小暮）
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部